

西ヶ原まちづくり協議会ニュース

第31号 平成26年1月発行
発行：西ヶ原まちづくり協議会



◆ 地域の皆様のご参加をお待ちしています！

まちづくり協議会では、よりよいまちづくりに向けて、『まちづくりのルール』の勉強会を行っています。
どなたでも、お気軽にご参加頂けますので、地域の皆様のご参加をお待ちしています！！



第29回まちづくり協議会 開催のご案内

日 付：平成26年2月18日（火曜日）

時 間：午後7時00分～午後8時30分頃まで

場 所：滝野川東ふれあい館 3階・第1ホールAB

[テーマ]

- 1. まちづくりのルールについて（勉強会）**
- 2. 西ヶ原小学校の改修について**
- 3. その他**

まちづくり用地を探しています！



区では、密集事業を活用し、道路や公園・広場を整備するための用地を探しています。土地の売却等をお考えの方は、是非ご連絡ください。ご相談、ご質問だけでも結構ですので、裏面、まちづくり推進課までどうぞ。

H25.11.20 第28回まちづくり協議会の報告

○まちづくりのルールについて(勉強会)

・他地区の例を参考に、まちづくりのルールの導入により期待される効果のイメージや西ヶ原地区のルールのあり方について意見交換しました。

(Q) 密集市街地では、建物の老朽化や高齢化、空き家への対応も重要ではないか。まちづくりとして地区計画のようなまちづくりのルールを導入するのは良いことだが、ルールを導入したらまちが良くなると住民が感じる事が大切であり、魅力的なまちであれば、子供が同居して世代交代も進むと思います。

(Q) 区内全域で密集市街地の統一基準をつくった方がよいのではないか。

(A) 急に魅力的にすることは難しいですが、建替え等の際に少しずつでもまちが良くなるようなルールを地区ごと定めることが良いと考えています。

(Q) まちづくりのルールを定める区域は、どのように考えているのですか。

(A) 基本的には、密集事業と同じ区域での導入が望ましいと思われます。

(Q) 防災まちづくりを進めるために、ルールは早く定めた方が良いと思います。

西ヶ原に即したルールとして、例えば、塀については通学路等に優先順位を付けて取り組むと良いと思います。

(A) より多くの方のご意見を伺えるように工夫し、進めてまいります。

○その他：北区からのご報告

・(仮称)西部つどい広場に関し、ソーラー式照明灯についてコンセント付きとすることは維持管理の問題で実現が難しそうですが、その他はワークショップの提案を踏まえ実施設計中です。

・特定整備路線に指定された補助81号線について、豊島区の沿道区域は、木密地域不燃化10年プロジェクトの不燃化特区への指定申請が行われています。北区内は路線延長にして30m程度ですが、豊島区と連携して沿道まちづくりを進めたいと考えております。今後、どのようなまちづくりの手法を用いるかなど、町会・自治会長さんからのご提案等を受けながら、検討を進めてまいります。

勉強中
の内容

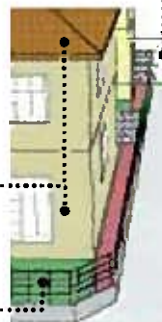
◆勉強会では何を勉強しているの? ~まちづくりのルールとは~

建物を建てる場合の留意点等を、地区の皆さんが協力して守るルールとして定め、より安全で調和のとれたまちづくりにつなげる方法について、他地区の例などを参考に勉強しています。

● 通風、採光、ゆとりを生む、壁面位置のルール

● 整った街並みを造り出す外壁や屋根の色、看板等のルール

● 災害時も安全な塀等のつくり方のルール

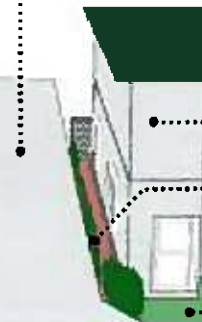


● 道路空間の確実な確保のためのルール

● 地区に相應しい用途を誘導するルール

● 生垣や緑化のルール

● 敷地の細分化を防止するルール



事務局連絡先：北区役所まちづくり部 まちづくり推進課

TEL:03-3908-9154 FAX:03-3908-2244